

国民健康保険に加入している皆さんへ

8月は保険証の更新月です。

現在お持ちの保険証の有効期限は令和2年7月31日です。

新しい保険証を7月下旬までに郵送(簡易書留)します。保険証はカードタイプで、ひとりずつ持っていただくことになります。

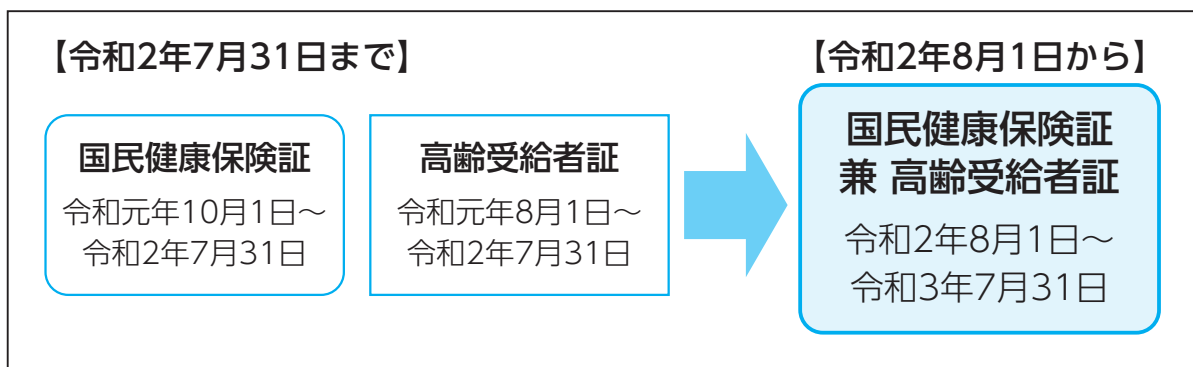
8月1日以降、病院等にかかるときは、必ず新しい保険証を提示してください。

令和2年8月より保険証と高齢受給者証が一体化されました。

これまで70～74歳の方には、保険証と併せて一部負担金の割合を記載した「高齢受給者証」を交付していました。

令和2年8月の保険証一斉更新時からは、利便性の向上のため、これらの機能を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を交付します。

今後は高齢受給者証のみの発行はありません。



期限切れの保険証は、保健福祉課又は各振興センターで随時回収しております。(郵送可) ご自身で責任を持って処分していただいても結構です。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

現在お持ちの減額認定証の有効期限は令和2年7月31日です。

医療費が高額になるときは、入院・外来、どちらの場合でも「限度額認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯が対象)」を提示すれば、医療機関の窓口での負担が限度額までとなります。あらかじめ国保担当窓口にて認定証の交付申請をしてください。

(申請日より前の月に遡っての申請はできませんのでご注意ください)

有効期限は申請月の初日(国保加入月の場合は資格取得日)から初めて到来する7月末までです。

現在限度額認定証をお持ちの方には、7月中に更新のお知らせをお送りします。8月以降も必要な方は、更新申請してください。

(国保税の滞納がある場合は限度額認定証の発行はできません。)

この件についてのお問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 国保係 担当:山本・小林
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2981